

PRTR 制度・SDS 制度の改正について(2023 年 4 月 1 日～)

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令」が 2021(令和 3)年 10 月 20 日に公布され、PRTR 制度と SDS 制度の対象物質が **2023(令和 5)年 4 月 1 日**から改定されます。

PRTR 制度とは

PRTR 制度とは、人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質が、事業所から環境（大気、水、土壌）へ排出される量及び廃棄物に含まれて事業所外へ移動する量を、事業者が自ら把握し国に届け出をし、国は届出データや推計に基づき、排出量・移動量を集計・公表する制度です。

【対象事業者】 第一種指定化学物質を **1 トン以上**、又は特定第一種指定化学物質を **0.5 トン以上** 取扱う従業員 **21 人以上** の所定の事業者

【対象製品】 第一種指定化学物質 1wt%以上、又は特定第一種指定化学物質を 0.1wt%以上含有する製品

※第一種指定化学物質の年間取扱量が 1 トン未満の事業所、常時使用する従業員が 21 人未満の事業所は、届け出をする必要はありません。

※第二種指定化学物質については SDS のみ記載対象となり届出の対象ではありません。

SDS 制度とは

第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質を含む製品等を事業者間で取引する際に、SDS の提供を義務付ける制度です。

【対象製品】 第一種又は第二種指定化学物質を 1wt%以上(特定第一種指定化学物質は 0.1wt%以上)含む製品

改正内容

PRTR 制度と SDS 制度の対象化学物質が追加、除外されました。PRTR 制度の新規指定化学物質の排出量・移動量の把握は 2023 (令和 5) 年 4 月 1 日から対象となります。

第一種指定化学物質 462 物質 → **515 物質**

特定第一種指定化学物質 15 物質 → **23 物質**

第二種指定化学物質 100 物質 → **134 物質**

【PRTR 追加物質・区分変更物質（有機溶剤）】

特定第一種指定化学物質に追加された化学物質	トリクロロエチレン
第一種指定化学物質に追加された化学物質	エチルシクロヘキサン、ブチルセロソルブ ブチルカルビトール、シクロヘキサン、ノルマルヘプタン、THF、DOP、MIBK、 NMP、モノグライム、ジグライム、ETB 等
第二種指定化学物質に追加された化学物質	ノナン、オクタン、デカヒドロナフタレン 等

PRTR 制度改正について Q&A

販売店様向け

Q 対象製品リストの製品を販売していますが、何をすれば良いですか？

第一種指定化学物質の場合：使用量によってユーザーが届出をする必要がありますので、ユーザーへの含有物質と含有量のご案内が必要です。商品によっては弊社からの代替品のご提案も可能です。

第二種指定化学物質の場合：SDS への表記のみのため、ユーザーへお知らせして下さい。

ユーザー様向け

Q 第一種指定化学物質を含む製品を使用していますが、何をすれば良いですか？

第一種指定化学物質の取扱量が1トン以上かつ従業員21人以上の事業者の場合

1年間の対象物質の「排出量」及び「移動量」を、1物質ごとに都道府県に届け出る必要があります。

Q 届出が必要な従業員数21人とは、事業所の従業員数ですか？全従業員数ですか？

本社及び全国の支社、出張所等を含め、全事業所を合算した従業員数が21人以上の事業者を指します。

Q 第二種指定化学物質を含む製品を使用していますが、何をすれば良いですか？

第二種指定化学物質は、SDS 制度のみ対象となりますので、排出量等の届出は必要ありません。

第二種指定化学物質は SDS 上に物質名を記載されます。

Q 複数の事業所で製品を使用していますが、全事業所の合計量になりますか？

全事業所の合計ではなく、事業所ごとの排出量を計算し、事業所ごとに届出をします。

Q 第一種指定化学物質の取扱量はどのように計算するのですか？

第一種指定化学物質ごとに1年間分の取扱量を合計します。そのため、当社製品だけではなく、他の製品にも同一の指定化学物質が含まれる場合は、それら全ての合計量になります。

Q PRTR 非該当の代替品は必ず提案してもらえますか？

使用用途や製品によっては代替品が提案できない場合があります。また、他社製品の場合でも使用用途や成分によっては代替品のご提案が可能です。営業へお問い合わせください。

Q 改正 PRTR 制度についてもう少し詳しく知りたい。

営業担当にお問い合わせ頂ければ、詳しい内容をご説明させていただきます。